

■ 政策枠組

総合計画	● <u>環境省によるプラに関する5項目の計画</u> (<u>詳述①</u>)
基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)	● <u>容器包装廃棄物法（2018年制定、 2020年改正）</u> (<u>詳述②</u>) ● 循環資源法（循環経済・廃棄物法を 改正・改称）

■ 資源循環

リデュース	● <u>レジ袋の配布・販売禁止予定</u> (<u>詳述③</u>) ● EU特定プラ製品環境負荷削減指令 を国内対策に反映
リユース リサイクル	● <u>デポジット制度</u> (<u>詳述④</u>) ● 再生材使用インセンティブ ● 再生プラ製品:ブルーインジール基準
マイクロ ビーズ	● リン酸化粧品のMPの97%削減措置の 導入
代替素材	● レジ袋の配布禁止（法案化）で生分解 性や植物由来も規制
公共調達	● 優先すべき再生素材製品を特定しラベル 付け（5項目の計画）

■ 適正処理

廃棄物処理 体制	
流出防止	● 廃棄物と下水処理の適正管理 (OSPARとHELCOMの行動計画)
ごみ回収	● 逸失漁具の回収 (OSPARとHELCOMの行動計画)

■ 横断的取組

技術開発	● 経済協力開発省による海洋ごみ防止の 技術協力に伴う資金援助1,100万 ユーロ(2015～2019年)
普及啓発 官民協力	● 官民の国内海洋ごみ円卓会議 ● Ocean Plastics Lab(巡回展示)
科学的知見 の蓄積	● 欧州共同研究イニシアチブ「JPI Oceans」を主導、海洋MPを研究
国際協力	● <u>PREVENT Waste Alliance</u> (<u>詳述 ⑤</u>) Clean Oceans Initiativesなど 多くの戦略同盟や地域事業に協力

① ドイツ：環境省によるプラに関する5項目の計画

2019年に施行される容器包装廃棄物法を見据えて、2018年に環境省が使い捨て社会を終わらせるための5項目の計画を作成。プラスチックの使用を削減し、リサイクルを推進する。

策定年・期間	2018年11月公表
--------	------------

目標等

数値目標：

- 遅くとも2020年までに化粧品へのMPの使用を禁止する。
- プラスチック包装材のリサイクル率を2022年までに36%から63%まで引き上げる。

対策

- **不要な製品・包装材の回避**：使い捨てプラ容器の廃止、化粧品に含まれるMPの禁止、再利用の強化、容器の再利用又は使い捨てを販売棚に表示、使い捨て包装材を回避する取組（量り売り販売など）
- **環境配慮型の包装材・再利用可能な包装材の強化**：包装材流通量の把握によるEPRの強化、材料の効率性、修理や再生の容易さを仕様にする新条件の確立、スペアー部品の一定期間の確保
- **環境配慮型設計を促進**：リサイクル率の向上、再生製品の経済的インセンティブを処理料金に反映
- **高品質の再生による循環資源**：下水処理施設へのプラ混入回避、堆肥のプラ混入を制限
- **海洋ごみの対策・持続可能なプラ利用のための国際的な取り組み**：10年間で5,000万ユーロの海外への抛出金

② ドイツ：容器包装廃棄物法の改正

EUの使い捨てプラスチック指令や廃棄物枠組み指令にEPRの導入が改正されたことを踏まえ、容器包装廃棄物法を改正。食料品業界における使い捨てプラスチック包装容器の削減や特定の包装容器廃棄物の分別と収集を強化。

開始年・期間

2020年12月公表、2021年7月3日発効

対象

- 使い捨てプラスチック包装（one-way plastic packaging）、食品用使い捨てプラスチック包装容器
- 容量が3リットルまでのキャップや蓋を含む使い捨てプラスチック飲料ボトル

内容

- **再生プラスチックの含有量基準**：主にPETで構成された飲料ボトルは2025年1月1日以降は重量25%以上が再生プラスチックで構成されているもののみ市場に流通して良い。2030年1月1日以降は全ての使い捨て（返還不可の）プラスチック製飲料ボトルにおいて重量30%以上が再生プラスチックで構成されているもののみ流通して良い。
- **返還可能な容器包装の提供**：使い捨てプラスチック製食品包装容器や使い捨て飲料コップの最終流通業者は2023年1月1日よりこれら使い捨て包装容器を返還可能な包装容器（returnable packaging）として提供しなくてはならない。

③ ドイツ：プラスチック袋の配布・販売禁止

先述の容器包装廃棄物法の改正に伴い、小売業者がプラスチック製レジ袋を顧客に配布または販売することを禁止。違反した場合は罰金が科される。

開始年・期間	2020年12月18日議会（上院）承認、2022年1月1日施行
--------	---------------------------------

対象	
----	--

- 厚さ15～50マイクロメートルのプラスチック製袋

※厚さ15マイクロメートル未満の果物や野菜、肉などを量り売りする際に利用されている薄手のビニール袋は規制対象外

内容	
----	--

- 違反した場合は最大10万ユーロの罰金が課せられる。
- 市中の在庫を使いきれるように、1年間の移行期間が設定されている。

参考	
----	--

小売業界によるプラ袋有料化の成果：一人当たりのレジ袋（厚さ15 μ m～50 μ m）の年間消費量が2015年の約68枚から2018年には約20枚に減少。

④ ドイツ：デポジット制度

リターナブル容器の市場シェア拡大のため、デポジットを強制導入。同時にワンウェイ容器の回収も促進。2019年容器包装法は、容器包装の流通と廃棄情報を登録・公開することで透明性を確保・EPRを強化。

開始年・期間	2003年1月～、1993年～2002年：リターナブルが市場で72%を下回った場合に発動
--------	--

対象

- 対象容器：0.1L～0.3Lのワンウェイ飲料容器。ペットボトル、ガラスびん及び缶。ビール類、ミネラルウォーター、非炭酸・炭酸の清涼飲料（アイスコーヒー、エナジードリンク、スポーツドリンクを含む）などが対象。
- 適用除外対象：ワイン、牛乳、ヨーグルト乳飲料、果物・野菜ジュース、乳幼児用飲料など。
- その他：小売店の店舗面積200 m²未満の場合は、引取義務は販売するブランドに限定される。

内容

- 消費者：製品購入時にデポジット料金を支払い、使用後に小売店で返却すればその料金が返金される。
- 販売者：ワンウェイ容器の陳列棚にデポジット義務を表示。容器包装の回収・リサイクルルートを独自に確保（大部分がデュアルシステム（DS）※）
- 生産者は商品にデポジット料金を載せ、デポジット対象であることを表示。
※DSは既存の自治体収集システムと併存する生産者・販売者による収集システム。生産者らは処理料金を支払う

実績

2018年の容器包装廃棄物の発生量は、2017年比で0.7%増大。

⑤ ドイツ : PREVENT Waste Alliance

低中所得国における廃棄物汚染の削減を優先事項とし、経済協力開発省（BMZ）が在独インドネシア大使及び30を超える組織と共に発足させた。ドイツの国際協力における循環経済・行動計画の一部である。

開始年・期間 2019年5月9日発足

対象

民間企業、学界、市民団体、政府機関が参加。4つの作業部会（WG）がある。会議は年に1回以上開催。メンバー（投票権付き）又はパートナー（投票権なし）のいずれかを選択。

内容

- WG 1 : 資源保全。2次原料の利用促進と廃プラの発生抑制。指針・推奨事項を策定。実証実験の実施。
- WG 2 : 容器包装ごみのサーキュラーサイクル。地元に着した容器包装ごみの回収及びリサイクルシステムを開発。実証実験の実施。アフリカ・アジアの専門家との情報共有、及びごみ収集・リサイクル業者との連携を拡大・強化。
- WG 3 : 電気・電子機器廃棄物のサーキュラーサイクル。長期的な回収システムの設置。地元リサイクル業者に対する電気・電子機器廃棄物の再生・販売支援。地元での再利用や修理の強化。
- WG 4 : 市町村レベルでの廃棄物管理・循環経済における枠組みを改善。民間とインフォーマルセクターとの連携。官民の情報・データ収集及び基準の確立。人材開発・トレーニング、普及啓発など。

実績

インドネシア及びガーナの廃プラスチック管理における実証プロジェクトを支援。